平成２１年（フ）第７１５号
新潟市中央区京王３丁目14番７号、前住所新潟市中央区小張木１丁目９番11号
債務者　荒木　正夫
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１６号
新潟市中央区京王３丁目14番７号、前住所新潟市中央区小張木１丁目９番11号
債務者　荒木　富子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３３号
新潟市秋葉区古津33番地
債務者　森田　友香
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３９号
新潟市中央区西湊町通１ノ町2691番地４　西湊町通１ノ町住宅第501号、前住所新潟市西区寺尾東２丁目１番17号　旭ハウス寺尾205号
債務者　山岸　省蔵
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６９号
岐阜県恵那市武並町竹折1648番地194
債務者　玉置　香野
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２７１号
岐阜県瑞浪市松ケ瀬町４丁目７番地　ファインパーク松ヶ瀬Ｂ棟103号、従前の住所岐阜県瑞浪市土岐町6047番地の６
債務者　野田　貴行（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２７５号
岐阜県中津川市苗木5669番地
債務者　宮本　幸治
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第８１２号
大阪府河内長野市楠町東1686番地の２パックス楠407号、前住所大阪府河内長野市あかしあ台１丁目16番６号
債務者　廣田てる美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４８５号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目４番23号
債務者　赤澤　貴成
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８５５号
大阪府柏原市法善寺３丁目826番地の３
債務者　栃原　六郎
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８６６号
大阪府松原市上田８丁目15番１　エルベ柴垣305号
債務者　西野　昭男
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９６１号
大阪府松原市高見の里２丁目22番地　セントラルハイツＢ棟115号
債務者　宮原　勝世（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８２７号
大分県別府市浜脇１丁目10番３号
債務者　谷脇　厚史
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８６０号
盛岡市東山１丁目９番２号
債務者　鎌田　俊子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８７９号
岩手県花巻市石神町10番地６　ホープハイツⅡ205号、旧住所岩手県花巻市太田第56地割22番地７
債務者　藤原　智美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８８１号
岩手県北上市小鳥崎２地割74番地２
債務者　小笠原正子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８８３号
盛岡市東仙北２丁目13番40号
債務者　山道　博幸
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部